

議案第31号

養父市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の 一部を改正する条例の制定について

養父市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年3月14日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の 一部を改正する条例

養父市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(平成16年養父市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項の表を次のように改める。

基準日	在職期間			
	6か月	5か月以上 6か月未満	3か月以上 5か月未満	3か月未満
6月1日	100分の207.5	100分の166	100分の124.5	100分の62.25
12月1日	100分の207.5	100分の166	100分の124.5	100分の62.25

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。
(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の養父市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例第5条第2項から第4項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、次に定める割合を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。 215分の15

議案第31号 養父市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行					改 正 案				
(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる基準日につき、その者の当該基準日以前6箇月以内の期間における同表の右欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。					(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる基準日につき、その者の当該基準日以前6箇月以内の期間における同表の右欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。				
基準日	在職期間				基準日	在職期間			
	6か月	5か月以上 6か月未満	3か月以上 5か月未満	3か月未満		6か月	5か月以上 6か月未満	3か月以上 5か月未満	3か月未満
6月1日	100分の215	100分の172	100分の129	100分の64.5	6月1日	100分の207.5	100分の166	100分の124.5	100分の62.25
12月1日	100分の215	100分の172	100分の129	100分の64.5	12月1日	100分の207.5	100分の166	100分の124.5	100分の62.25
3・4 (略)					3・4 (略)				